

宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センターと 一般社団法人 里山大木須を愛する会との連携・協力に関する協定書

宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センター（以下「甲」という。）と一般社団法人里山大木須を愛する会（以下「乙」という。）は、以下の事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力を推進することにより、大木須地域の地域資源の有効活用を促進し、教育および学術研究の振興と大木須地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力項目）

第2条 甲と乙は、以下の項目について連携・協力する。

- （1）地域資源の活用による地域活性化及び集落機能の維持発展に関すること
- （2）雑草および野生鳥獣管理に関すること
- （3）地域の伝統文化の保全および振興に関すること
- （4）項目(1)～（3）に関わる学術研究に関すること
- （5）項目(1)～（3）に関わる人材育成および学生教育に関すること
- （6）その他、甲および乙が必要と認める事項

（地域財の利用）

第3条 乙は、甲が教育および学術研究を実施する場合、地域内の地域財（施設、圃場、山林等）の利用について便宜をはかる。

（知財の保全）

第4条 甲と乙は、連携・協力を推進するにあたり、相互の知的財産の保全に努めなければならない。知的財産権の帰属等の問題が生じた場合は、両者は誠実に協議を行い、公正に取り扱うものとする。

（自己責任）

第5条 甲または乙が何らかの損害（損傷）を受けた場合、自己責任として相手方はその責任を負わない。ただし、故意または重大な過失による場合、または本協定に違反した場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 甲と乙は、連携・協力に関する経費について、必要に応じて両者で協議の上、決定する。

(有効期間)

第7条 本協定の期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

- (1) 協定の期間が満了する6か月前までに甲または乙から別段の意思表示がないときは、本協定の期間は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- (2) 期間満了前に、甲または乙から期間短縮の協議があった場合は、協議に応じるものとする。

(その他)

第8条 本協定書に定められていない事項または本協定の条項の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、解決する。

本協定の成立を証するため、本協定書を2部作成し、甲と乙は各自記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 2月 15日

甲 宇都宮大学
雑草と里山の科学教育研究センター

センター長

乙 一般社団法人里山大木須を愛する会

代表理事